主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。 この判決に対する上告期間につき、附加期間を三月と定める。

事 実

第一 当事者の申立

原告訴訟代理人は「特許庁が昭和四八年一二月三日同庁昭和四七年審判第二八一四号事件についてした審決を取り消す。訴訟費用は、被告の負担とする。」との判決を求め、被告指定代理人は主文第一、二項と同旨の判決を求めた。 第二 請求の原因

原告訴訟代理人は、本訴請求の原因として、次のとおり述べた。

(審決の成立-特許庁における手続)

一 原告は、名称を「エポキシ化基質の製造法」(後に、「エポキシ化合物の製造法」と変更)とする発明つにき、一九六四年(昭和三九年)六月一五日アメリカ合衆国においてした特許出願に基づく優先権を主張して、昭和四〇年六月一五日特許出願をしたが、昭和四六年一二月六日拒絶査定を受けたので、昭和四七年五月九日審判を請求した(特許庁同年審判第二八一四号事件)ところ、特許庁は昭和四八年一二月三日右請求は成り立たないとの本訴請求趣旨掲記の審決をし、その謄本は昭和四九年一月二六日原告に送達された(なお、右審決に対する出訴期間につき三か月を附加された)。

(発明の要旨)

二 本願発明の要旨は次のとおりであり、右審決もその理由中において認めるとこ ろである。

オレフイン化合物を、V、W、Mo及びTiからなる群から選んだ金属触媒と、酸化剤として少くとも一個の水素原子を芳香族環に隣接する炭素原子にもつアルアルカンのヒドロパーオキシドとで処理し、かつ、この際、ヒドロパーオキシドの少くとも九五%がエポキシ化帯で相応するアルコールに転換するまでエポキシ化反応を続行することを特徴とする、酸化剤の量がオレフイン化合物ーモルに対し〇・〇一ないし五〇モルの範囲にあり、金属の触媒量がヒドロパーオキシドーモルに対し少くとも〇・〇〇〇〇一モルであるエポキシ化合物の製造法。

(審決の理由)

三ところが、本件審決が示した理由は次のとおりである。

したがつて、本願発明は、反応剤、触媒及び反応条件のいずれの点においても先願発明と相違せず、これと同一発明というべきであるから、特許法第三九条第一項の規定により特許を受けることができない。

(審決の取消事由)

四 しかし、本願発明は先願発明と下記のように構成及び効果を異にするから、右

審決は違法であつて、取り消されるべきである。なお、先願発明の要旨が審決認定 の点にあり、その明細書に審決認定の記載があることは争わない。

(一) 本願発明は、原料化合物及び触媒においてこそ先願発明と実質的に同一であるが、酸化剤については先願発明のそれの範囲を著しく限定したものであるほか、要件として、先願発明に規定されていない反応条件、すなわち「ヒドロパーオキシドの少くとも九五%がエポキシ化帯で相応するアルコールに転換するまでエポキシ化反応を続行すること」が附加されている。なお、右審決は先願発明の実施例七でも九一%の転換率を示すまで反応が実施されていると指摘するが、右転換率は、パーオキシドの消費に関するものであつて、アルコールへの転換に関するものではない。

下で極めて安定し、しかも分離しやすいこと、 アルアルカンのヒドロパーオキシドをアルコールに転換させておけば前記の副成物 が生じないため主成物の分溜が容易になることという知見に基づき、アルアルカン のヒドロパーオキシドのアルコールの転換率を著しく(九五%以上に)高め、これ によつて、主成物分溜操作の妨げとなる副成物の多量生成を防ぐ効果を挙げると同 時に、対応アルコールを分離回収し再びアルアルカンのヒドロパーオキシドに転換 して酸化剤として用いる効果をも達成したのである。

第三 答弁

被告指定代理人は、請求の原因について、次のとおり述べた。

原告主張の前掲ーないし三の事実並びに四の(一)事実は認める。

(一) 本願発明において酸化剤として用いられるアルアルカンのヒドロパーオキシドは、原告も認めるように先願発明の酸化剤の範囲に含まれ、現に、これを用いた具体例が先願発明の実施例七及び一八に示されているから、酸化剤としては先願発明の一実施態様に過ぎない。

(二) 次に、本願発明に要件として附加されたと原告の主張する反応条件とは、反応を実施するための通常の意味における条件と異なり、反応をどの程度まで進めるかということに帰するが、さようなことなら、右審決も説示しているように、格別の事情がない限り、一〇〇%まで反応を進めるのが理想であつて、先願発明の場合とて、その点の例外とは考えられない。また、もし本願発明の方法によれば右反応条件に示された転換率まで反応を高めうるというのであれば、そのための具体的手段が当然発明の要件とならなければならないのに、本願発明にさような要件は存在しない。したがつて、本願発明は、単に転換率を規定した点以外に、先願発明とされては、主成物たるエポインと、

(三) そして、本願発明においては、主成物たるエポキシ化合物の分溜精製及び 転換アルコールの酸化剤への再転換を要件としていないから、生成物の精製手段 も、転換アルコールの利用方法も、全く任意であつて、これらに関する原告主張の 効果の点から先願発明との異同を論ずべき筋合はない。しかも、主成物を分溜によ つて精製することは先願発明の実施例ーに示されているところであるうえ、エポキ シ化反応の過程で酸化剤をできるかぎり有効に利用すれば、酸化剤自体が主成物に 混入する割合が少くなり、それだけ分離すべき不純物も少くなるから、エポキシ化反応の終了後、分溜によるにせよ、その他の手段によるにせよ、これを分離する操作が容易になるのは当然であり、また、分離された副成物たるアルコールを有用物に再転換して利用することも経済上の常識であつて、本題発明の原告主張の効果は先願発明においても当然予期される効果以上のものといえない。 第四 証拠関係(省略)

理 由

一 前掲請求原因のうち、本願発明につき、出願から審決の成立にいたる特許庁における手続、発明の要旨及び審決の理由に関する事実は当事者間に争いがない。 ここで、右審決に原告主張の取消事由があるか否かについて検討する。 (一) 先願発明の要旨が審決認定の点にあり、その明細書に審決認定の記載があることは原告の自陳するところが、本題発明が先願発明と使用される原発の合物及び触媒において実質的に同一であること、したがつて、本願発明と先願発明との相違するところといえば、一応、本願発明において使用される酸化剤が「少パとも一個の水素原子を芳香族環に隣接する炭素原子にもつアルアルカンのヒドロパーオキシド」であつて、先願発明の酸化剤たる「有機ヒドロパーオキサイド」の範ともものであること、また、本願発明において「ヒドロパーオキシ化反応とも九五%がエポキシ化帯で相応するアルコールに転換するまでエポキシ化反応を続行すること」という先願発明に規定のない反応条件が付加されていることに尽きることは当事者間に争いがない。

(二) しかるに、本願発明において使用される酸化剤は右のように概念上、先願発明のそれに包摂されるうえ、成立に争いのない甲第二号証(先願発明の特許公報)及び甲第三号証(本願発明の手続補正書)によると、両者の明細書中にその酸化剤の具体例として示されているのはいずれもクミルヒドロパーオキシド及びアルフアーフエニルーエチルヒドロパーオキシドであることが認められるから、本願発明と先願発明とは使用される酸化剤においても構成上相違するということができない。

これに対し、先願発明においても、その目的とするエポキシ化反応を十分高い程度に進行させることは、特段の事情がない限り当業者として当然考えるべき事柄であつて、現に、前出甲第二号証によると、右審決指摘のように、先願発明の実施例七においてはアルフアーフエニルーエチルヒドロパーオキシド(前記のように本願発明の具体例にも酸化剤として示されている。)が九一%の転換率を示すまでエポキシ化反応を実施していることが認められるから、先願発明におけるヒドロパーオ

キシドの転換ひいてはエポキシ化反応の進行はかなり程度の高いものであるということができるのみならず、先願発明においてヒドロパーオキシドの転換率が九五%以上に達する場合を排除していると解すべき根拠はない。なお、先願発明の右実施例における転換率がパーオキシドの消費に関するものであつて、アルコールへの転換に関するものではないことは当事者間に争いがないが、先願発明におけるヒドロパーオキシドは、さきに説示したように、エポキシ化合物生成のための酸化剤として使用され、酸素供給の役割を果した後、他の化合物に転換するものであつて、でしても、でしていると呼じても、これが転換される物質は本願発明におけると同様アルコールであると認めるのが相当であるから、右実施例における転換率は実質的にはアルコールへの転換率をも示しているものと解して妨げない。

そうすると、先願発明においては本願発明におけるような反応条件が明示されていないとはいえ、実質的には満たされているということができるから、本願発明は、反応条件の附加に拘らず、発明の構成において実質上、先願発明と相違するものではないというべきである。

のではないというべきである。 (四) そして、本願発明と先願発明とは、すでに説示したように、原料化合物、 触媒、酸化剤及び反応条件において実質的に相違するところがないから、本願発明 の構成によつて生ずる効果は先願発明においても当然生じるものと考えざるをえない。

(五) 以上の次第であるから、本願発明をもつて、先願発明と同一発明であるとして、特許を受けることができないものとした右審決の判断は正当であつて、これに原告主張の違法はない。

三 よつて、本件審決の違法を理由に、その取消を求める原告の本訴請求を失当として棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条及び民事訴訟 法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 駒田駿太郎 中川哲男 橋本攻)